

① 1月1日から「林野火災注意報・警報」の運用が始まります

近年、乾燥や強風を背景とした林野火災が全国で発生しています。岩手県大船渡市では延焼面積が約3,370ha、住宅約90棟が焼失する甚大な被害がありました。こうした状況を踏まえ、南国市では火災予防条例が改正され、1月1日から「林野火災注意報」「林野火災警報」の運用を開始します。

林野火災注意報・警報とは？

乾燥などにより林野火災が発生しやすい気象条件になった際、市が発令するものです。

林野火災注意報

火災が起りやすい状況となった場合に発令。火の使用制限について「努力義務」が課されます。

林野火災警報

さらに危険度が高い状況で発令。火の使用制限について「義務」が課されます。

注意報・警報が発令される条件は？

林野火災注意報

1月～5月の期間で、次の①または②に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量1mm以下、かつ前30日間の合計降水量30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量1mm以下、かつ乾燥注意報が発表
※当日の降雨見込みや積雪がある場合は除く。



林野火災警報

上記の「注意報」の条件に加えて、強風注意報が発表された場合。

注意報・警報の発令時に、どんな火の使用制限がかかるの？

注意報・警報が出ると、市内全域で次の行為が制限されます。



従わなかった場合の罰則は？

注意報…努力義務のため罰則なし 警報…火の使用制限に違反した場合、30万円以下の罰金または拘留

■問い合わせ／南国市消防本部 ☎ 088-863-3511

高知で恋しよ!! マッチングスペシャル登録会in南国市 要予約

高知県では、会員制のお引合せシステム「高知で恋しよ!! マッチング」により、出会いへの支援を希望する独身の方の1対1の出会いをお手伝いしています。

今回、南国市でプロによるヘアメイクアドバイスとプロフィール写真撮影付きのスペシャル登録会を開催します。プロフィール写真はお相手選びの重要なポイントの一つです。ヘアメイクと写真撮影は無料ですので、登録をお考えの方はこの機会をぜひご利用ください。

■日時／2月22日(日) 10:00～17:00

■場所／地域交流センターみあーれ

■定員／先着10名 ■申込締切／2月19日(木)

■必要書類

①本籍地の市町村長が発行する独身証明書または戸籍抄本（発行日から3ヶ月以内）

②写真付きの身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）

③上記①②のコピー各1部

④入会登録料 2年コース10,000円・半年コース3,000円(30代までの方対象)



■申し込み・問い合わせ／こうち出会い系サポートセンター ☎ 088-821-8081 ✉ kochi-matching@wing.ocn.ne.jp
(日・月10:00～17:00 火～木13:00～20:00 ※金土祝日は休み)

① 税務課からのお知らせ

予約受付中!
お早めにお電話を!



(1) 市・県民税と所得税の申告受付は予約制です

市役所で行っている申告受付は、混雑を緩和するため予約制で行います。ご理解とご協力をお願いします。

- 申告受付期間／2月16日(月)～3月16日(月)平日のみ ①8:45～11:15 ②13:00～16:30
- 予約方法／電話で予約（平日8:30～17:00） ■予約・問い合わせ／☎ 088-880-6554

注意事項

- ・混雑を避けるため窓口での予約はご遠慮ください。
- ・予約がない方は申告受付できません。
- ・予約した時間に来られなくなつた場合は、必ず連絡してください。また、予約時間に遅れると受付できない場合があります。
- ・申告内容や混雑状況によっては、受付が予約時間から前後することがあります。

(2) 納付額通知書の発行

確定申告などで国民健康保険税の納付額が分かるもの（納付額通知書）が必要な方は、無料で発行しますので、税務課へご請求ください。

※市役所で申告をされる方は、南国市への支払分の納付額通知書は不要です。

- 受付期間／随時受け付けています（平日8:30～17:15）
- 申請方法／窓口でお渡しする場合は、窓口に来られる方の本人確認用書類（運転免許証など）をご持参ください。納税義務者の方と窓口に来られる方が別世帯の場合は委任状も必要です。
電話でも請求できます。

■問い合わせ／(1) 税務課市民税係⑫番窓口 (2) 税務課税務管理係⑪番窓口
☎ 088-880-6554

① 書かない確定申告! マイナンバーカードでe-Tax

確定申告書等作成コーナーなら金額などを入力するだけで自動計算で申告書が完成!



作成できる申告書など

- ・所得税の申告書
- ・青色申告決算書・収支内訳書
- ・消費税の申告書
- ・贈与税の申告書

マイナポータル連携のメリット

- ・医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ・確定申告書の該当項目へ自動入力
- ・作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ・書類の管理・保管が不要



e-Taxの5つのメリット



自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



申告書が
データで
取得可能



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)
書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

■問い合わせ／南国税務署 ☎ 088-863-3215